

## いがりクリニック 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導説明文書

1. 当院は指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。（事業所番号 0710317637）

### 2. 居宅療養管理指導等の目的

医師が行う居宅療養管理指導等は、ケアマネジャーが作成するケアプランに必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。

### 3. 実施時間

月曜日から金曜日（なお、土日、祝日、お盆、年末年始は休診）

午前9時～午後5時（訪問診療の際に行います）

### 4. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は郡山市および田村郡三春町の一部です。

### 5. 利用料等

（1）介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割が自己負担・下に例を示す）

区分	サービス内容	利用料	利用者負担額
医師による居宅療養管理指導	単一建物居住者が1人	1回	1回
	*月2回まで	2,990円	299円
	単一建物居住者が2～9人	1回	1回
	*月2回まで	2,870円	287円
	単一建物居住者が10人以上	1回	1回
	*月2回まで	2,600円	260円

（2）交通費

原則徴収いたしません。

### 6. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止などのために以下の対策を講じます。

① 院長を虐待防止責任者としています。

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知徹底を図っています。

- ③ 虐待防止のための指針を整えております。
- ④ 定期的な研修などを通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めています。
- ⑤ サービス提供中に、医療従事者や養護者（家族・同居人など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 7. 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ② ただし、ケアプラン作成のために患者さんの情報を居宅介護支援事業者に提供する必要があります。この情報については、患者さんまたは家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者に提供します。

## 8. 相談、苦情処理など

### (1) 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ① 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、当院受付までお申し出ください。苦情対応責任者は院長です。

院長 猪狩 公宏 電話番号 024-953-5710

- ② 担当者不在の場合であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるよう指導するとともに、担当者に内容を引き継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるように配慮します。

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ① 苦情があった場合は、直ちに利用者等と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握し、必要な対応を行います。
- ② 苦情の内容によっては、市区町村や居宅介護支援事業者等と連絡をとり、必要な対応を行います。

○郡山市介護保険課 電話番号 024-924-3021

○福島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話番号 024-528-0040

### (3) その他参考事項

必要に応じて医学的観点から、他の事業者との連絡調整を行い、苦情が発生しないよう努力します。